

退職年金受給資格者の皆様へ

## 令和 6 年度の所得調査について

日頃より本会の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地方議会議員の年金制度は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 56 号）に基づき、平成 23 年 6 月 1 日をもって廃止となりましたが、既に退職年金、遺族年金を受給されている方及び受給資格のある方については、引き続き、給付の対象となることとされました。

一方で、退職年金の支給については、既にご案内しておりますとおり、同法律の規定に基づき「前年度の所得に応じた退職年金の支給停止措置の強化」が図られたところです（2・3 頁参照）。

このため共済会では、前年までに議員を退職したすべての退職年金受給者及び受給資格者の方について、毎年 6 月にその前年分の所得調査を行っております。

令和 6 年度においても、以下のとおり所得調査を行いますので、お知らせいたします。

なお、退職年金受給資格者の皆様においては、本調査に関してお手続きの必要はありません（所得調査許諾書を未提出の方は別途手続きが必要です）。

1. 所得調査の対象となる方

2. 所得調査の方法

退職年金（議員年金）受給者及び受給資格がある方  
共済会が退職年金受給資格者の皆様が居住する市区町村から直接次の(1)～(5)の所得情報を取得します。

- (1) 公的年金等収入額      (2) 給与収入額  
(3) 課税総所得金額      (4) 公的年金等所得額  
(5) 合計所得金額

注）所得調査許諾書を提出していない方は課税証明書等を提出願います。

3. 退職年金の支給停止期間

令和 6 年 9 月支給期～令和 7 年 6 月支給期  
（令和 6 年 6 月分～令和 7 年 5 月分）

4. 所得調査後のお知らせ

所得調査の結果により、支給停止措置になる場合は、令和 6 年 8 月下旬に共済会から各議会事務局を通じ、該当者の方にお知らせいたします。

しかしながら、本所得調査後に確定申告の修正を行われた退職年金受給資格者の方は、年金支給額に変更が生じる場合がありますので、修正後の課税証明書をご提出いただく必要があるか、本会または各議会事務局までお問合せ願います。

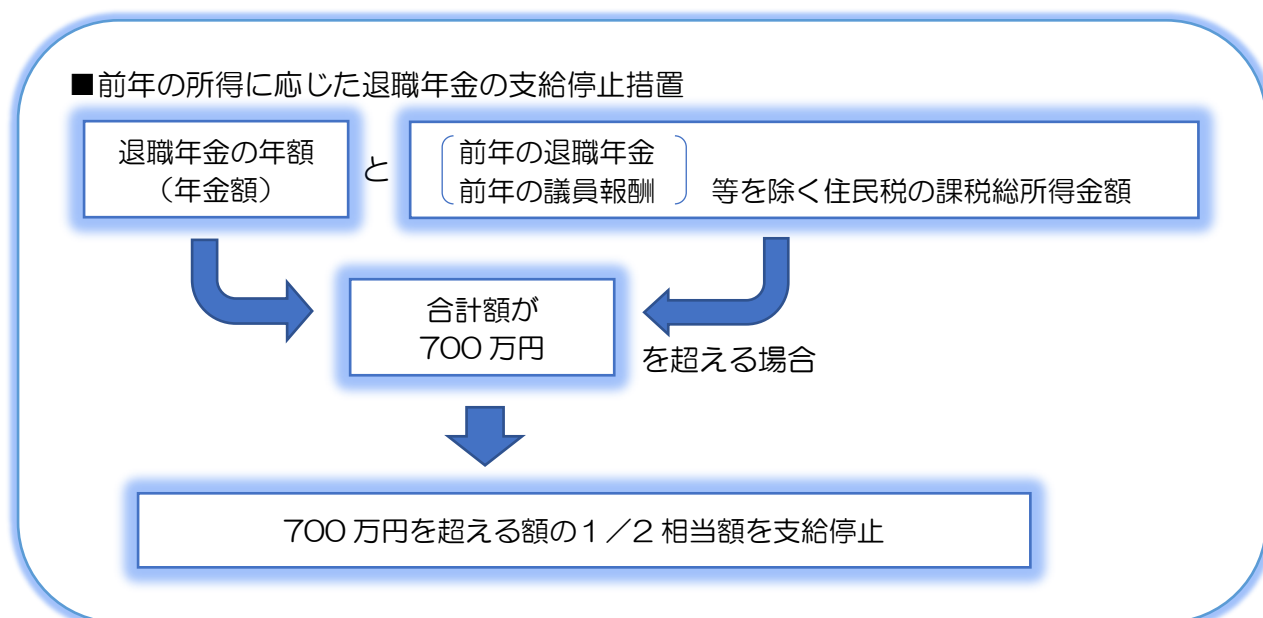
## 前年の所得に応じた退職年金の支給停止措置について

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律に基づき、退職年金の支給停止措置が強化されたことにより、退職年金の受給者及び受給資格がある方の前年の所得金額（住民税の課税総所得金額ベース）に応じて、退職年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

### 1 支給停止額

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額との合計額が700万円を超える場合は、700万円を超える額の2分の1に相当する額の支給が停止されます。

なお、支給停止額が退職年金の年額を上回った場合は、退職年金の全額が支給停止となります。



○前年の退職年金 … 前年に都道府県議会議員共済会から受給した退職年金

○前年の議員報酬 … 前年に都道府県議会議員として受給した議員報酬等

○課税総所得金額 … 総合課税に区分される所得の合計額である、総所得金額から社会保険料控除額や扶養控除額など所得控除額を引いた金額（分離課税に区分される所得は含みません）

### 2 支給停止期間

令和6年度（令和5年中）所得調査により、支給停止措置の該当になった方の退職年金の支給停止期間は、次のとおりとなります。

なお、所得調査は毎年6月に実施します。

令和6年度 … 令和6年9月支給期～令和7年6月支給期  
（令和6年6月分～令和7年5月分）

### 3 支給停止の例

前年の所得金額に応じて支給する年金額が変わります。計算例については、以下の例をご覧ください。

#### 【例1】年金額が全額支給停止の場合

|                   |          |
|-------------------|----------|
| ① 退職年金の年額         | 180 万円   |
| ② 前年の退職年金等を除く所得金額 | 880 万円   |
| ③ ①と②の合計額         | 1,060 万円 |

退職年金の年額（①）と前年の退職年金等除く所得金額（②）の合計（③）が700万円を上回っているため、700万円を超える金額360万円の2分の1の額180万円が支給停止となります。

退職年金は、180万円全額が支給停止となります。

#### 【例2】年金額が一部支給停止の場合

|                   |        |
|-------------------|--------|
| ① 退職年金の年額         | 180 万円 |
| ② 前年の退職年金等を除く所得金額 | 700 万円 |
| ③ ①と②の合計額         | 880 万円 |

退職年金の年額（①）と前年の退職年金等除く所得金額（②）の合計（③）が700万円を上回っているため、700万円を超える金額180万円の2分の1の額90万円が支給停止となります。

退職年金は、90万円が支給停止となります。

#### 【例3】年金額が支給停止とならない場合

|                   |        |
|-------------------|--------|
| ① 退職年金の年額         | 180 万円 |
| ② 前年の退職年金等を除く所得金額 | 500 万円 |
| ③ ①と②の合計額         | 680 万円 |

退職年金の年額（①）と前年の退職年金等除く所得金額（②）の合計（③）が700万円を下回っているため、支給停止となりません。

退職年金は、全額支給となります。

---

都道府県議会議員共済会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 5 階

電話 03-5212-9160